

# 台風及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえた防災基本計画の修正について

内閣府（防災担当）防災計画担当

## 1 はじめに

令和2年5月29日に、中央防災会議において、防災基本計画の修正が決定されました。

防災基本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第34条第1項に基づき、内閣府の中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるものです。防災基本計画に基づき、指定行政機関や指定公共機関は防災業務計画を、都道府県防災会議や市町村防災会議は地域防災計画をそれぞれ作成しています。

このたび、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正のほか、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等、防災に関する最近の施策の進展等を踏まえた修正を行いましたので、その概要について紹介します。

## 2 防災基本計画の修正に至った背景

防災基本計画は、法第34条第1項に基づき、

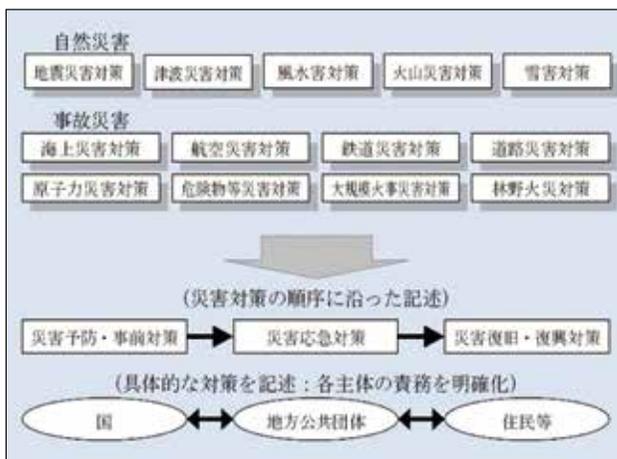
毎年修正の検討を行い、必要があると認められるときは修正しなければなりません。

令和元年においては、9月に令和元年房総半島台風、10月に令和元年東日本台風、そのほか低気圧等による記録的な大雨や暴風に見舞われ、各地で大きな被害が発生しました。政府では「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」においてこれら災害の検証を行い、令和2年3月に最終取りまとめとして検証レポートを公表しました。

この検証レポートで示された具体的な対応策や、各府省庁における防災に関する施策の進展等を今後の災害対応に活かすため、今回防災基本計画の修正を行うこととしました。

## 3 令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

令和元年9月に発生した令和元年房総半島台風においては、長期間にわたる停電や通信障害及びそれらの復旧プロセス、国・地方公共団体の初動対応や災害対応に慣れていない地方公共団体への支援等が課題とされ、その



防災基本計画の構成



防災基本計画の体系

## 防災基本計画修正（令和2年5月）の概要

■ 防災基本計画・・・災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

### 主な修正項目

#### 主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- **災害リスクととるべき行動の理解促進**
  - ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
  - ・避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進
  - ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
- **河川・気象情報の提供の充実**
  - ・災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
- **災害廃棄物処理体制の整備**
  - ・国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知
- **被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化**
- **自然災害即応・連携チーム会議の開催**
  - ・平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

#### 主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- **災害に慣れていない自治体への支援の充実**
  - ・内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
  - ・現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
  - ・危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施
- **長期停電・通信障害への対応強化**
  - ・事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
  - ・病院等重要施設の非常用電源確保の推進
  - ・重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
  - ・通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有
- **被災者への物資支援の充実**
  - ・物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
  - ・プッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

#### その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 船舶の走鐘等による臨港道路の損壊防止のための防衛工設置

- 無人航空機を活用した情報収集
- 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

### 防災基本計画の変更概要

検証結果を踏まえた防災基本計画の修正を以下のとおり行いました。

- ・被災した地方公共団体から迅速に正確な被害状況が報告されない事態があり得ることを想定し、大規模な被害が想定される場合には、「内閣府調査チーム」等国の職員を迅速に派遣し、災害情報を集約・整理する等、地方公共団体を支援することとしました。
- ・災害対応において情報共有や調整を迅速に行うためには、現地においてレベルに応じた会議体を設け、関係者が一堂に会することが有効であることから、①現地において現状の把握や被災地のニーズ等の情報共有を行う「連絡会議」、②連絡会議で把握した調整困難な災害対応等について、関係者間の役割分担や対応方針等の調整を行う「調整会議」、③ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、調整会議等における対応方針等に基づき、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行う「現地作業調整会議」を開催することとしました。
- ・大規模な災害が発生した場合において、災

害に慣れていない地方公共団体であっても危機管理・防災責任者がリーダーシップを発揮して災害対応に当たることができるよう、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象とした研修を実施することとしました。

- ・広範囲で停電や通信障害が発生した場合において、インターネット等を使用できない被災者に対して被害情報等の伝達を迅速に行うことができるよう、総務省及び電気通信事業者は、被災者への情報提供体制の整備を図ることとしました。
- ・病院等の人命に関わる重要施設においては、災害により停電が発生した場合でもその事業を継続することができるよう、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保に努めることとしました。また、これらの施設で使用する自家発電設備用の燃料が確保されるよう、ガソリンスタンド等の業務継続のための非常用電源の確保を促進することとしました。
- ・大規模停電が発生した場合において、電源車を円滑に配備することができるよう、都道府県は、重要施設の非常用電源の設置状

況や最大燃料備蓄量等をリスト化するよう努めることとしました。また、大規模停電発生時には直ちに、リスト化した各施設の

非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先を検討するよう努めることとし

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ 巨として台風第15号に関する検証		
【長期停電関係】	課題	対応策
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害規模に応じた監視要員の不足</li> <li>監視と故障箇所同時調査による状況把握の遅れ</li> <li>ドローン操作要員の不足</li> <li>東京電力の現行システムでは低圧線・引込線の損傷による停電(いわゆる「隠れ停電」)が把握できず</li> <li>初期期における停電への問い合わせ対応要員の不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則24時間、大規模災害時に48時間以内には被害状況を把握する体制整備(監視要員の計画的配置等)</li> <li>ドローン専科チームの標準配置、操作要員の育成・確保、運用方針整備等</li> <li>スマートメーターデータの活用による一般住宅等の停電確認の徹底</li> <li>SNSやチャット等を活用した入電本数の抑制の実施</li> </ul>
復旧作業復旧プロセス情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>復旧作業に時間を要し、通電が遅れ</li> <li>東京電力と関係機関(通信事業者、自衛隊、他電力会社等)間の連携が不十分</li> <li>復旧見通しの発表が遅く何度も変更</li> <li>初期期において、電源車の運用を担う技術者不足等により、電源車の派遣オペレーションが非効率</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時において、完全復旧よりも早期の停電解消を優先する「仮復旧」の早期実施</li> <li>電力会社・関係機関間の災害時連携計画の刷新</li> <li>電力会社・通信事業者の連絡体制構築、訓練等の実施</li> <li>復旧見通し精度向上のための被害情報集約・報告手法の効率化</li> <li>東京電力リエンジンの対応手引き・情報共有ツールの整備</li> <li>電源車対応専任チームの標準配置</li> </ul>
送配電網のハート対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情に応じた鉄塔の技術基準の整備や、電柱・配電線への倒木対策が不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情を踏まえた鉄塔の技術基準の見直し</li> <li>鉄塔の計画的な更新や無電柱化を含めた送配電設備への必要な投資を適切に行うための託送料金制度の見直し</li> <li>電力会社・自治体の連携による事前伐採の推進、インフラ施設に近接する森林等について協定締結のうえ森林整備を行う「重要インフラ施設周辺森林整備」を創設</li> </ul>
非常用電源の導入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院や官公庁など継続的な電力供給が必要な重要施設における非常用電源の確保が不十分</li> <li>山間部など復旧難航地域の停電が長期化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療・福祉・上下水道施設・官公庁等・避難所等の社会的な重要施設への非常用電源の整備促進</li> <li>地域における災害時のレジリエンス向上のための分散型電源設置を促進する制度整備</li> </ul>
【通信障害関係】		
通信障害の状況把握と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の通信障害状況をエリアマップで公表しているが、定量的な影響が不明、叩のみでの公表のため障害地域では利用者が把握できず</li> <li>倒木等による通信線の被災箇所等について関係機関への情報共有が不十分</li> <li>固定電話利用者の通信障害に対する全体把握が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の通信障害について、影響利用者数等の定量的な指標での情報提供</li> <li>携帯電話利用者(障害地域内の利用者含む)へのわかりやすい情報提供</li> <li>関係機関との情報共有に関する総務省リエンジン・通信事業者リエンジンの役割明確化</li> <li>利用者への固定電話の疎通状況確認の呼びかけなど、障害把握の方法を改善</li> </ul>
復旧作業復旧プロセス情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話・固定電話の復旧見込みが非公表</li> <li>復旧に関する関係機関との情報共有、対応調整が不十分</li> <li>県・市町村間の非常時の通信手段が一部活用されず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話の復旧見込みの公表のタイミング・具体的内容を検討し運用開始(固定電話についても検討)</li> <li>早期復旧のための関係機関との連携強化に関する総務省のリエンジン業務のマニュアル化、訓練等による実施</li> <li>災害対策用移動通信機器の自治体への事前貸与をプッシュ型で実施</li> </ul>
非常用電源の長時間化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期間の停電のため重要な通信施設の非常用電源が持続せず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話基地局等の非常用電源を長時間化</li> <li>総務省(総合通信局)への移動電源車の追加配備</li> <li>基地局を搭載した係留ドローンの活用</li> </ul>

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ 巨として台風第15号に関する検証		
【初動対応関係】	課題	対応策
災害に慣れていない自治体への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>国から被災自治体への職員派遣について、そのタイミング、派遣先、位置づけ等の再整理</li> <li>現場の災害対応における、国、地方自治体、事業者等関係者の調整のあり方</li> <li>大規模な災害発生時における、地方自治体の首長や危機管理・防災責任者のリーダーシップのあり方</li> <li>迅速な災害対応のための体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な被害が予想される場合には、被害状況を迅速に把握し、被災自治体をサポートできるように、直ちに「内閣府調査チーム」を派遣</li> <li>政府現地災害対策室を設置し、関係庁が一体となって、災害対応を迅速に行うため、現場におけるレベルに応じて、連絡会議・調整会議・現地作業調整会議を開催</li> <li>自治体の危機管理・防災責任者を対象に、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を付与するための研修の充実</li> <li>広域行政主体としての都道府県における、各種支援を迅速・的確に受け入れるための受援体制と市町村への応援体制の構築を促進</li> </ul>
地方自治体における災害対応職員の不足等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体の災害対応にあたる技術職員や災害対応をマネジメントする見解を有する職員の不足等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市区町村応援職員派遣システムの一層の活用・充実</li> <li>都道府県等の技術職員の増員を支援</li> <li>テックフォースの人員充実など、国の応援体制を充実</li> <li>URの被害家屋認定調査に関する支援体制を早期に確保</li> <li>LURIによる災害復旧工事マネジメント業務の推進、受発注者間調整等による円滑な施工確保</li> </ul>
平時からの備え	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害発生時に地域社会の迅速な復旧を図るための連携体制のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域行政主体としての都道府県における、多様なライフライン関係機関との間での、「防災連絡会」のような平時からの相互協力体制の構築を促進</li> </ul>
備蓄の受渡と情報共有、物資支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄物資の状況、物資の運搬状況等の情報に関する行政機関間での共有のあり方</li> <li>国のプッシュ型支援の物資内容の周知不足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国・県・市町村の備蓄の促進と備蓄物資の「物資システム」への登録・情報共有</li> <li>国のプッシュ型支援の標準的な品目のメニュー化と周知</li> </ul>
【その他(台風第15号関連)】		
公共交通機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画運休について、運転再開時に多くの利用者が駅に集中し、駅での入場規制等の混乱が発生</li> <li>空港アクセスに支障が発生する一方、滑走路が「正常に運用できたことから、空港の滞留者が増加、空港利用者に対する情報提供も不十分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画運休について、運転再開に必要な要員・資機材配置等の事前準備の強化、利用者に対し混乱が発生しないよう工夫した情報提供の実施</li> <li>成田国際空港等において、災害発生時に空港アクセス事業者等との調整などを担う「総合対策本部」の早期設置や多言語による情報提供の充実</li> </ul>
ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーシートを設置できる地域の事業者が不足</li> <li>台風第15号においては、以下対応がなされたが、被災家屋へのブルーシート設置に時間を要した</li> <li>消防機関、建設業界、NPO団体、自衛隊等の設置支援</li> <li>千葉県による事業者とのマッチング</li> <li>施工方法等を紹介する講習会の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体による設置事業者の紹介を促進、消防機関、設置技術のあるNPO、技術を有するボランティア、自衛隊など設置支援をする者について役割分担の考え方を整理</li> <li>被災者と設置事業者とのマッチング支援(台風第15号において千葉県が実施)等の対策例を全国の都道府県に横展開</li> <li>設置技術のあるNPO団体が駆逐する施工方法の手引きを広く公開</li> <li>設置技術の講習会を行えるNPO団体の情報を提供し、災害時の実施を促進</li> </ul>

中央防災会議取りまとめ概要(令和元年房総半島台風)

した。

- 通信障害の大まかな推定を含め、障害の原因や倒木等による通信線の断線箇所等の情報が関係機関へ十分に共有されていなかったことから、総務省及び電気通信事業者は、通信障害の状況や原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、総務省は、通信施設の早期復旧のため、主導的に関係機関との調整を行うこととしました。
- 物資の拠点の開設状況や運搬状況等、物資支援に関わる情報について、国・都道府県・市区町村で共有化を図り、効率的な支援を行うことができるよう、地方公共団体は、物資の備蓄・調達・輸送に係る体制を整備し、必要な物資を供給するための計画を定めておくとともに、「物資調達・輸送調整等支援システム」に予め備蓄物資や物資拠点の登録に努めることとしました。また、関係機関は、物資の調達・輸送に関して同システムを活用して情報共有を図り、相互に協力するよう努めることとしました。

- 内閣府が行う「プッシュ型支援」について、発災後に迅速かつ効率的に支援が行えるよう、予備費の対象となる標準的な対象品目を一覧にして提示するとともに、その他の品目で災害に応じて予備費の対象となるものについては、速やかに各省庁に周知することとしました。

#### 4 令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

令和元年10月に発生した令和元年東日本台風においては、初動・応急対応の中で、自宅で被害に遭われた高齢者や、自動車での移動中に被災された方が多く、避難の実効性の確保や、わかりやすい防災情報の提供等が課題とされ、その検証結果を踏まえた防災基本計画の修正を以下のとおり行いました。

- ハザードマップ等で災害リスクがあると示された地域内で亡くなった方が多数を占めたことから、市町村は、住民へのハザードマップ等の配布・回覧時に、居住する地域

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ		巨額として台風第19号に関する項目
	課題	対応策
災害リスクととるべき行動の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップの認知、活用が不足                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水による死者のうち7割弱が浸水想定区域の範囲内で犠牲</li> <li>・住民ウェブアンケートでは、約半数が「ハザードマップ等を見たことがない」又は「見たことがあるが避難の参考にしていない」と回答</li> </ul> </li> <li>警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の意味が正しく理解されていない                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ウェブアンケートでは、避難勧告及び避難指示(緊急)両方の意味を正しく理解していたのは17.7%</li> </ul> </li> <li>「全員避難」や「命を守る最善の行動」の趣旨が住民に伝わっていない                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民ウェブアンケートでは、約4割の人が「全員避難」を「災害の危険がないところにいる人も避難する必要がある」と回答</li> </ul> </li> <li>豪雨時の外出リスクが認識されていない                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第19号の犠牲者のうち約6割が居宅で被災、うち半数以上が車での移動中、出立途中の中にも含まれていた</li> </ul> </li> <li>災害時に市町村のホームページにアクセスが集中、サーバーがダウンする事例</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動を促す普及啓発活動「避難の理解向上キャンペーン」を全国で展開 <a href="#">(注)</a></li> <li>【実施内容】市町村から、ハザードマップや避難行動の理解促進のためのチラシを各戸に配布・回覧                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・(主なポイント)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>「避難とは」「避けること(安全を確保すること)・安全な服装・知人宅へ「避難先」</li> <li>「警戒レベル4は「危険な場所から全員避難」</li> <li>「避難勧告は、避難に必要な時間を考慮して緊急されるもの」避難勧告のタイミングで避難</li> <li>「避難指示(緊急)は、緊急的又は危れて避難を促す場合に発せられるもの(必ず緊急されるものではない)」</li> <li>「警戒レベル5は既に災害が発生、無難な場所避難は控え</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>水害・土砂災害リスクのある地域の小・中学校で、災害リスクや避難行動判定フローを確認                     <ul style="list-style-type: none"> <li>病院・福祉施設の施設管理者が所在地の災害リスクを確認 等</li> </ul> </li> <li>「全員避難」や「命を守る最善の行動」について、災害時に補足的な説明を加えながら呼びかけ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>例:「全員避難」の表現を用いる際は、「危険な場所から全員避難」等と適宜補足して「コストや防災無縁の」発信 等</li> </ul> </li> <li>「避難勧告・避難指示(緊急)」について自治体の意見を踏まえた制度上の整理 <a href="#">(注)</a></li> <li>社員等が不要不急の外出を控えることができるよう、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の措置について、経済3団体へ協力要請 <a href="#">(注)</a></li> <li>災害時におけるホームページへのアクセス集中対策(webサイトの軽量化等)の実施促進 <a href="#">(注)</a></li> </ul>
高齢者等の避難の実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者等の避難に課題                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・台風第19号における死者(81名)のうち63名(78%)以上が高齢者</li> <li>・自宅での死者(34名)のうち79%が高齢者</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村において、避難行動要支援者名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、防災・危機管理部と医療・保健・福祉部局等の間で共有 <a href="#">(注)</a></li> <li>福祉関係者等が高齢者・障害者宅訪問時、災害リスク等を本人と確認 <a href="#">(注)</a></li> <li>「避難の理解向上キャンペーン」</li> <li>高齢者等の避難の実効性確保に向けた、更なる促進方策について検討 <a href="#">(注)</a></li> </ul>
大規模広域避難の実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模広域避難を行う場合の課題が顕在化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・荒川下流域(広東5区)では、広域避難が初めて視覚的に「避難時間や避難先の確保が難しい」等の課題が明らかに</li> <li>・利根川下流域には、深夜に広域避難を実施</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難に当たっての留意点について市町村に周知 <a href="#">(注)</a></li> <li>避難時の避難回避や計画避難等を見込んだ早めの避難等の調整・発令タイミングの必要性 等</li> <li>「災害発生前に大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化の検討 <a href="#">(注)</a></li> </ul>

(注) 対応策のうち「R2年内」検討の事項については、避難ワーキンググループを引き続き存置し検討を実施

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ		注として台風第19号に関する留意点	
【河川・気象情報関係】		課題	対応策
特別警報解除後の洪水への注意喚起	大雨特別警報の解除後に下流部で氾濫が発生、解除後も引き続き警戒が必要であることへの注意喚起が不十分	→	大雨特別警報の解除を「警報への切替」と表現するとともに、切替に合わせて今後の水位上昇の見込みなどの河川の氾濫に関する情報を発表 →引き続きの注意喚起を記者会見等あらゆる手段で実施 <a href="#">【対応策】</a>
気象情報の改善充実	「幹野川台風」を引用し呼びかけたが危機感が伝わらず →地域の詳細な災害発生危険度を示す「危険度分布」について認知が不十分	→	過去事例を用いる場合、災害危険度が高まる地域を示す等分かりやすい解説を実施 <a href="#">【対応策】</a> →「危険度分布」の認知度・理解度を上げるため広報を強化（SNS等） <a href="#">【対応策】</a>
決壊・越水等の確認と洪水予報発表	問い合わせ対応と災害対応が複雑し洪水予報等の発表体制が脆弱になり、洪水予報等を発表できない事例 →河川監視カメラや水位計の監視範囲に限られ、また、現地確認ができず、決壊・越水の迅速な把握が困難	→	問い合わせ専用窓口の設置や洪水予報発表担当者の増強、洪水予報発表作業の省力化により、洪水予報等を確実に発表する体制を構築 <a href="#">【対応策】</a> →河川監視カメラや危機管理型水位計の増設 <a href="#">【対応策】</a> →越水・決壊等検知センサーの開発 <a href="#">【対応策】</a>
「川の防災情報」のアクセス集中対策	水位等の河川情報を提供している国土交通省HP「川の防災情報」にアクセスが集中、つながりにくい状態に	→	「川の防災情報」を構築するシステムを強化、処理能力を向上 <a href="#">【対応策】</a>
【その他（台風第19号関係）】			
浸水想定区域外における被害	浸水想定区域の指定対象外の都道府県管理の中小河川が氾濫し被害が発生、中小河川においても、浸水想定範囲の設定や周知を推進する必要	→	浸水想定区域の指定が対象外の都道府県管理河川においても、沿川の浸水地域の設定等が進むよう、「中小河川における簡易的な浸水想定図作成の手引き」を作成、周知 <a href="#">【対応策】</a>
建築物の電気設備浸水	建築物の地下に設置されていた電気設備が浸水、エレベーターや水道が使用できなくなる被害が発生	→	建築物における電気設備の浸水対策のあり方や具体的事例について整理・とりまとめ、建築士関係団体、建設業関係団体、建築業所有者・管理者関係団体、電気設備関係団体等に注意喚起 <a href="#">【対応策】</a>
災害廃棄物	災害廃棄物の収集運搬体制が不十分で、路上に堆積	→	災害廃棄物撤去等に係る防衛省・自衛隊と環境省の連携のあり方について、「One NAGANO」等の優良事例を含め、役割分担や平時の取組み等を整理しマニュアル化 <a href="#">【対応策】</a> →広域支援の事例整理・周知を行い、災害廃棄物対策行動計画の見直しを推進 <a href="#">【対応策】</a>
避難所における生活環境の改善	避難所運営や環境改善に女性の視点が不足	→	大規模災害発生時に、内閣府男女共同参画局職員を現地に派遣、都道府県や市町村における男女共同参画部局職員の災害対策本部への参加等を検討 <a href="#">【対応策】</a>

中央防災会議取りまとめ概要（令和元年東日本台風）

の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で適切な行動や避難先を判断できるよう周知に努めることとしました。また、「避難」とは「難」を「避」けること、すなわち安全を確保することであるため、既に安全な場所にいる人は避難場所へ行く必要がないことや、避難先として安全が確保されている親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等、避難に関する情報の意味の理解促進にも努めることとしました。

- 出退勤途中の方が被災し亡くなる事例が複数発生したことから、豪雨や暴風等により屋外移動が危険な状況下で従業員が屋外を移動することのないよう、事業者はテレワーク、時差出勤、計画的休業等、不要不急の外出を抑制するための適切な措置を講ずるよう努めることとしました。
- 市町村内で災害危険度が高まる見込みのある地域を地図上に示した「危険度分布」の認知、理解を促進するため、気象庁が気象特別警報、警報及び注意報を発表する際に、

併せて災害危険度が高まる地域を示す等早期警戒を呼び掛ける情報や、危険度及び切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報を分かりやすく提供し、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足することとしました。

- 被害の範囲が広く、災害廃棄物の量が甚大であったため、収集運搬体制が十分に構築できず、路上に災害廃棄物が堆積してしまつた地域があつたことから、環境省及び防衛省は、国、地方公共団体、ボランティア等の関係者の役割分担、平時の取組等を整理した連携対応マニュアルを作成し、関係者に周知することとしました。

## 5 最近の施策の進展等を踏まえた修正

前述の2つの台風に係る検証結果を踏まえた修正のほかに、各府省庁における最近の防災に関する施策の進展等を踏まえた修正も以下のとおり行いました。

- ・ 災害時において、関係者間の情報共有が円滑に行われるよう、関係機関は、平時から災害に関する訓練・研修等を通じて「顔の見える関係」を構築するよう努めることとしました。また、国においては、このような関係を持続的なものにするため、平時から関係省庁間の情報交換・共有を図る会議として「自然災害即応・連携チーム会議」を開催することとしました。
- ・ 内閣官房は、非常本部等が設置された場合又はこれらに準ずる政府の初動体制が確立された場合には、被災者の生活や生業の再建を迅速かつ円滑に支援することを目的に、関係省庁で構成される「被災者生活・生業再建支援チーム」を開催し、関係機関と連携して対応にあたることとしました。
- ・ 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に関する対応を踏まえ、市町村は、必要物資等の備蓄、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策について、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めることとしました。
- ・ 高波による護岸の損壊のほか、暴風により走錨した船舶が橋梁に衝突する等、近年想定を超える高潮、高波、暴風による港湾への被害が頻発していることから、これらの被害を未然に防止するために、国交省及び港湾管理者は、走錨等を起因とする事故発生の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、必要に応じて防衝工を設置することとしました。
- ・ 倒木・土砂崩れ等により立入りが困難となったエリアにおいても、被害の第一次情報や被害規模に関する概括的な情報等を速やかに把握するため、国及び地方公共団体は、無人航空機を活用できる体制の整備を推進することとしました。
- ・ 近年外国人住民数が増加している中で、大きな被害をもたらす自然災害が頻発しており、災害時における外国人対応について言語の壁等の課題があることから、総務省は、地方公共団体と協力し、研修を通じて災害時に地方公共団体等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチ

ングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」の育成を図ることとしました。

- ・ 台風や大雨等を起因として、給油取扱所等の危険物施設への浸水等による事故や被害が頻発していることから、事業者は、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害計画区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合には、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めることとしました。

## 6 おわりに

今回、これまで紹介した内容を主とした防災基本計画の修正を行いました。今後、新たな災害が発生し、更なる課題が生じることも考えられます。防災に関わる各機関が、より迅速かつ効果的な防災対策及び災害対応を行うことができるよう、内閣府は防災基本計画の不断の見直しを行っていきます。

また、万が一災害が発生した場合においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に万全を期すことが重要です。内閣府では、政府の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえた災害対応のポイントについて、これからも情報発信に努めていきます。

なお、防災基本計画及び新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応の詳細については、内閣府ホームページで公開していますので、御確認頂ければ幸いです。

